

石 総 総 第 25 号
令和 8 年 5 月 19 日

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○ 様

審査請求人から令和 7 年 10 月 2 日付け（受付日：令和 7 年 10 月 2 日）で提起された公文書存否応答拒否決定（石水水第 110-2 号）の処分に係る審査請求については、石垣市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を得て次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第 1 事案の概要

- 1 令和 7 年（2025 年）8 月 15 日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成 13 年石垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、「石垣市字○○□□番地水栓所有者 A の止水時からの現在（令和 7 年 7 月迄）の水栓履歴。止水時の水栓所有者名及び使用者名、止水依頼者名」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を石垣市長（以下「実施機関」という。）に対して行った。
- 2 令和 7 年（2025 年）8 月 29 日、実施機関は本件請求に対し公文書公開決定期間延長（石水水第 110-1 号）、その後、令和 7 年 9 月 12 日公文書存否応答拒否決定（石水水第 110-2 号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和 7 年（2025 年）10 月 2 日、審査請求人は本件処分に対し、審査請求を行った。

第 2 審理関係人の主張の趣旨

【審査請求人の主張】

審査請求人はおおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

1 審査請求の理由と主旨

個人情報保護法では本人が自分自身の保有個人データを開示することは認められているため、実施機関の対応は適切ではなく、当該文書の開示を求める。

2 審査請求人の実施機関に対する反論の趣旨

市側は公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるためという理

由を述べるが、本人が本人の情報を開示するのにそういうおそれはない。

3 意見聴取における主張の趣旨

止水した後に私宛に請求が来た。なぜ私に料金が発生するのか疑問に思い水栓所有者として実施機関に公文書公開請求したところ、個人情報に該当する上、存否情報も明らかにしないとの回答があった。石垣市水道事業給水条例施行規程には、止水届（水道使用異動届）があり、水栓所有者として水栓履歴を閲覧する権利があると考え、本人の情報を本人に対して開示できないのは理由として通らないと思う。

【実施機関の主張】

実施機関は以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

1 決定理由説明書における主張

本件開示請求が保有個人情報開示請求ではなく、公文書公開請求であった。存否情報を公にすることにより、個人の財産状況や居住実態など、個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することになる。よって、条例第7条第2号及び第3号に該当すると判断し決定した。

2 意見聴取における主張

水道水は、石垣市水道事業と水道使用者との契約によって供給され、契約者から使用者名、連絡先の提供を受けている。又、水栓履歴は、水道料金調定システムにおいて水道使用者の住所、氏名、連絡先、毎月の使用水量、料金額、納付状況などが記録されており、これらの情報は個人情報に該当すると考える。

存否情報を公にすることは、使用者の居住実態（家族構成や法人の場合は施設の使用状況）、水道料金の支払状況、滞納の有無から使用者の財産状況が推測され、個人のプライバシー又は法人の営業秘密が侵害されるおそれがある。

併せて、本市の地域特性として、親族同士の繋がりや公民館活動など自治会による結びつきが強い場合も多く、水道契約があるかないかだけで個人の特定に繋がる可能性があることから、当該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することが妥当と判断した。

第3 裁決の理由及び結論

【裁決の理由】

1 条例第9条第2項について

条例第9条第2項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定し、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」と定めており、同条項中「公開請求を拒否するとき」には、存否応答拒否も含むものと解される。

存否応答拒否とは、公開請求に係る公文書の存否について応答すること自体によって、非開示情報を開示するのと同様の結果が生じる場合に適用されるものである。その趣旨は、存否を応答することによって生じる支障を未然に回避することにある、対象となる公文書が実際に存在するか否かにかかわらず適用されなければならない。仮に、対象公文書が存在しない場合に「不存在」と応答し、存在する場合にのみ存否応答拒否を行ったとすれば、存否応答拒否が行われたこと自体から当該公文書の存在が類推されることとなり、同規定の趣旨を損なうこととなる。

以上のことから、実施機関が存否応答拒否を行うためには、以下の２つの要件を満たすことが必要である。

①開示請求に含まれる非開示情報に該当すること。

②開示請求された公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じること。

2 要件①の該当性について

本件開示請求は、「石垣市字〇〇□□番地」と場所を特定し、「水栓所有者 A の止水時から現在（令和 7 年 7 月迄）の水栓履歴。止水時の水栓所有者名及び使用者名、止水依頼者名」についての公文書の開示請求を行っており、これは、特定の個人名を挙げた上で、特定の場所における同人に係る水栓履歴の開示を求めるものである。当該公文書に含まれる水栓の使用者等に関する情報は、個人に関する情報（条例第 7 条第 2 号本文）又は法人等に関する情報（同条第 3 号本文）の非開示情報に該当すると認められ、各号のただし書（除外事由）のいずれにも該当しないことは明らかである。

なお、審査請求人は、「請求人本人の情報であるため、個人の権利利益を害するおそれはない」旨主張する。しかし、条例が定める公文書公開制度は、何人に対しても等しく開示を認める制度である。したがって、請求者が本人であるか否か等の個別事情によって開示決定の結論が左右されるものではなく、本件主張は採用できない。

3 要件②の該当性について

本件開示請求は、特定の個人名及び場所を指定した上で、当該個人の所有に係る水栓履歴の開示を求めるものである。仮に当該公文書の存否を明らかにした場合、たとえ文書内容を非開示としたとしても、「当該個人が指定場所において水栓を所有し、その履歴が存在する」という事実自体が明らかとなる。これは、条例第 7 条第 2 号本文が保護の対象とする「特定の個人を識別できる情報」に該当する。

対象公文書の存在を肯定又は否定すること自体が、保護されるべき個人情報を開示することと同等の結果を招く。したがって、当該公文書が実際に存在するか否かにかかわらず、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する「存否応答拒否」の規定を適用すべきであり、本件において同規定を適用したことは適法かつ妥当である。

【裁決の結論】

審査請求人が開示を求める本件請求については、実施機関が、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第 7 条第 2 号及び第 3 号の非開示情報を開示することになるとして存否応答拒否を行ったことは妥当である。

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和 8 年 5 月 19 日

審査庁

石垣市長 中 山 義 隆

上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和 8 年 5 月 19 日

審査庁

石垣市長 中 山 義 隆

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。